

福井県報

号外第43号
令和6年
7月26日(金)
火曜日発行

告示

目次

○福井県特定水産資源の採捕の停止に関する規則第二条第一項の規定に基づく採捕の禁止(三三九・水産課).....1

告示

福井県告示第339号

福井県特定水産資源の採捕の停止に関する規則(令和2年福井県規則第58号)第2条第1項の規定により、次のとおり公示する。

令和6年7月26日

福井県知事 杉本 達治

福井県資源管理方針(令和5年福井県告示第472号)別紙1-2に規定する福井県くらまぐろ(大型魚)漁船漁業等における漁獲量の総量が令和6管理年度(令和6年4月1日から令和7年3月31日までの期間をいう。)における知事管理漁獲可能量を超えるおそれが著しく大きいいため、漁業法(昭和24年法律第267号)第33条第2項第1項に掲げる場合に該当すると認める。

なお、この告示に係るくらまぐろ(大型魚)を採捕してはならない期間は、令和6年7月26日から令和7年3月31日までである。

令和六年七月二十六日発行
発行人 千九一〇―八五八〇 福井県福井市大手三丁目十七番一号 福井県